

平成22年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その1)

施策体系コード 5-3-2		事業名 景観計画推進事業	
担当 市民まちづくり局都市計画部地域計画課 遠藤(211-2545) 建設局総務部道路管理課 小林(211-2452)			
全体計画			
事業内容	景観法の規定に基づく札幌市景観計画を踏まえ、より美しく魅力ある都市の創造に向けた施策を積極的に展開する。 都心部においては、骨格軸を中心に景観計画重点区域に指定し、ゆるやかな規制誘導により、都市の魅力向上を図りながら、地域活性化や交流人口の増加を目指す。 住宅地等においては、景観法の諸制度を活用しながら良好な景観形成の推進を図るとともに、これまでの地域のまちづくりを「景観まちづくり」へ展開することにより、地域の魅力を再認識することで、地域への愛着心を醸成し、新たなまちづくりへの展開する礎を築く。 また、屋外広告物についても、規制が強化される方向にあり、広告物担当部局では、大通地区及び駅前通北街区地区に対して景観保全型広告整備地区の指定をする計画であることから、基準等についても歩調を合わせた見直しが必要になる。		<年度別の事業内容>
			平成19年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域に係る調査研究 ・景観に対する意識醸成方策と普及啓発パンフ等の検討 平成20年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域に係る調査研究 ・市民への普及啓発及び意識醸成の資料作成 ・大通地区の景観保全型広告整備地区指定 平成21年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域に係る調査検討 ・住民主体の「景観まちづくり」推進に係る調査検討 ・札幌駅前通地区住民、事業者説明 平成22年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域の具体的検討 ・住民主体の「景観まちづくり」ガイドラインの検討 ・札幌駅前通地区の景観保全型広告整備地区指定
事業内容 量 場	平成19年度事業内容(決算) 景観計画重点区域の指定等検討・普及啓発事業 ・現指定地区の基準等の見直し ・新規指定候補地区の検討 ・景観についての市民理解と普及啓発及び意識醸成の方策検討(苗穂駅周辺地区「苗穂景観塾」の実施) ・地域における重点区域等の可能性と制度活用の検討 景観保全型広告整備地区の指定 ・都市景観条例の改正が予定されていたことから、その改正内容等を都市景観部局と協議 ・屋外広告物審議会において、改正内容等を理解するため都市景観担当による勉強会の実施		平成20年度事業内容(決算) 景観計画重点区域の指定等検討・普及啓発事業 ・現指定地区の基準等の見直しの検討(札幌駅前通北街区) ・新規指定候補地区の調査、検討(道庁周辺地区) ・大通地区の現況調査 ・「苗穂駅周辺地区まちづくり協議会」による苗穂景観まちづくり宣言(花植え、一休みベンチの設置、身の回りの美化活動) 景観保全型広告整備地区の指定 ・大通地区において、都市景観部局と協議を行うとともに、地区の状況調査を実施した。また、当初20年度中の指定を予定していたが、都市景観部局との協議により、指定時期を延期した。
	平成21年度事業内容(決算) 景観計画重点区域の新規指定・見直し ・「札幌駅前通北街区」の基準等の見直しの検討 ・「道庁周辺地区」の新規指定の検討 ・苗穂景観塾を受けた、「苗穂駅周辺まちづくり協議会」による、「一休みベンチ」の設置や身近な地域の清掃活動など、景観まちづくり活動の展開 景観保全型広告整備地区の指定 ・札幌駅前通北街区地区の指定に向け、指定地区内における許可基準等について検討するため、地区指定検討委員会を計4回実施 ・札幌駅前通北街区地区の指定にあたり、地元事業者等からの意見聴取等を実施		平成22年度事業内容(予算) 景観計画重点区域の指定・見直し ・「札幌駅前通北街区」における建築計画等の地域参加型協議の仕組み検討 ・道庁周辺など景観誘導を積極的に図るべき地区についての景観誘導制度の導入検討 景観保全型広告整備地区の指定 ・札幌駅前通北街区地区について、都市景観部局と連携のうえ、平成22年度末の指定を目標とした検討、協議 ・札幌駅前通北街区地区の指定にあたり、地元事業者等からの意見聴取、地元説明会等の実施
所 規 模 件 数 等			

平成22年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その2)

施策体系コード	5-3-2			事業名	景観計画推進事業		
達成目標の状況							
項目	18年度末 (現状)	19年度末 (実績)	20年度末 (実績)	21年度末 (実績)	22年度末 (予定)	22年度末 (目標)	
景観計画重点区域の指定及び既指定地区の基準等見直し	-	協議	協議	協議	1地区	3地区	
地域における景観まちづくりの展開	-	協議	協議	取り組み開始	継続	1地区	
景観保全型広告整備地区の指定(大通地区)	協議	協議	協議	保留	保留	指定 (20年度)	
景観保全型広告整備地区の指定(札幌駅前通地区)	協議	協議	協議	協議	指定	指定	
市民・企業等との協働の状況(市民・企業等の参加、支援、協力の状況)							
<p>市民との連携、市民参加 「札幌駅前通北街区地区」の土地・建物や店舗等の所有者約30人からなる「札幌駅前通協議会」との協働により、地区の景観誘導基準の見直しについて、10月から毎月1回(計6回)意見交換を行い、基準改正案などを取りまとめた。 また、景観保全型広告整備地区の指定についても同協議会に対し、適宜情報提供及び意見聴取を行った。</p> <p>企業等との連携・協働 [資金協力](該当なし) [人材協力](該当なし) [情報協力](該当なし) [その他の協力](該当なし) 市民・企業等が参加しやすい環境づくり (該当なし)</p>							
評価(成果)			課題				
<p>・適切な景観誘導により、都心の魅力向上を図るとともに、民間事業者等との協働により、景観に対する意識付けができた。 ・苗穂地区のまちづくりに「景観」の視点を加えたことにより、景観まちづくり宣言に基づく活動の展開が図られた。</p> <p>・景観保全型広告整備地区の指定により、札幌駅前通北街区地区の良好な景観が維持、推進され、本市の魅力を高めることとなる。</p>			<p>景観形成誘導基準等の導入にあたっては、私権を制限することにつながるため、地域住民や地権者等と十分に協議し、景観施策に関する理解を求めていく。</p>				
今後の事業の予定・方向							
<p>景観計画重点区域の指定及び基準等見直しについては、22年度末の目標3地区のうち、札幌駅前通北街区地区については地元協議会が主体となったまちづくりと連動して基準見直しを進めた。一方、他2地区については、まちづくりが進行しなかったことなどから調査検討のみの実施となっている。</p> <p>地域における景観まちづくりの展開については、これまでの地域のまちづくりに都市景観の視点を加えた取組みが1地区で展開されている。</p> <p>今後は、質の高い都市空間の創出に向け、都市景観の担う役割はより大きくなることから、都心まちづくり計画や都心まちづくり戦略に示される軸等のほか、拠点等におけるまちづくりの進展を見据えた景観誘導を図るため、札幌市景観計画を逐次更新する。</p> <p>景観保全型広告整備地区の指定については、景観計画重点区域に指定された札幌駅前通北街区地区の指定を目指す。また、現在検討中の新規景観計画重点区域である道庁周辺地区についても、引き続き庁内協議、検討をしていく。</p>							

平成22年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その3) (単位:千円)

施策体系コード		5-3-2		事業名	景観計画推進事業		
事業費の推移							
項目		19年度	20年度	21年度	22年度	計	
計画	事業費	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000	
	財源内訳	国・道支出金	0	0	0	0	
		市の債	0	0	0	0	
		その他の	0	0	0	0	
一般財源	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000		
予算	事業費	4,000	4,000	4,000	2,800	14,800	
	財源内訳	国・道支出金	0	0	0	0	
		市の債	0	0	0	0	
		その他の	0	0	0	0	
一般財源	4,000	4,000	4,000	2,800	14,800		
実績	事業費	3,782	2,813	3,404	-	9,999	
	財源内訳	国・道支出金	0	0	0	0	
		市の債	0	0	0	0	
		その他の	0	0	0	0	
一般財源	3,782	2,813	3,404		9,999		
事業費の進捗率		(H19実績+H20実績+H21実績+H22予算事業費) / (計画事業費)				80.0%	
計画との差異(予算・実績・事業内容・規模・時期等)							
(全体)							
[19年度]							
[20年度] 事業費の差異:契約差金による。 実績:大通地区に係る景観計画重点区域の基準見直し及び景観保全型広告整備地区の指定については、大通地区に協議会等の住民組織が存在せず地域との協議が進んでいないこと等、整理すべき課題が多いことから、計画を延期することとし、引き続き協議・検討することとした。							
[21年度] 大通地区について、協議検討した結果、20年度に把握された課題の整理に時間を要すること等から当面の間保留とし、周辺のまちづくりの動向等を見ながら、今後あらためて検討することとした。							
[22年度] 計画では、景観計画重点区域の基準見直しについては札幌駅前通北街区地区と大通地区の2地区を、新規地区の指定として道庁周辺地区を設定している。また、これらと併せて景観保全型広告整備地区の指定については、大通地区及び札幌駅前通北街区地区の指定を設定している。これらの地区については、いずれも調査検討を行ってきたが、大通地区については平成21年度記載分のとおり、また、道庁周辺地区については周辺のまちづくりが進んでいないこと等から、札幌駅前通北街区地区についてのみ、地元協議会が主体となったまちづくりと連動して景観計画重点区域の基準見直し及び景観保全型広告整備地区の指定を進めることとしている。							